

山 監 査 第 1 6 1 号

平成 2 9 年 (2017 年) 1 1 月 6 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告書提出先

山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市農業委員会

3 報告書提出年月日

平成 2 9 年 1 1 月 6 日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

監理室、出納室、山陽総合事務所、議会事務局、農業委員会事務局及び大学推進室

#### 3 監査の期間

平成 29 年 9 月 11 日から平成 29 年 11 月 2 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 契約関係について

山口東京理科大学薬学部増築工事請負契約の一部変更に係る事務手続きにおいて、一部不適切なものがある。関係法令等を遵守するとともに、適正かつ速やかに対応できるよう体制を整えられたい。

【大学推進室】

(2) その他について（自動車臨時運行許可制度）

ア 許可証の返納時期を大幅に経過しているものがある。適切な事務手続きを行うとともに、特定の常習者については関係機関と協議し適切な処理を検討されたい。

イ 一つの申請書に運行目的が複数記入されているものがある。一目的一許可の原則に則り、適切に処理されたい。

ウ 運行許可日が自賠償保険期間内でないものがある。チェック体制などに不十分な点がないか再度確認、検討し、適切に処理されたい。

エ 同一車両で同一目的、同一経路で申請を繰返しているものがある。なお、当該申請者は毎回返納期間が大幅に経過している。適切な指導及び処理をされたい。

【市民窓口課】